

重要事項説明書

(看護小規模多機能型住宅介護)

1 事業者の概要

事業者の名称	有限会社アイ
主たる事務所の所在地	札幌市南区澄川6条7丁目1番1号
法人種別	有限会社
代表者の氏名	取締役 社長 深澤 梨恵
電話番号	(011) 583-8181

2 ご利用施設

施設の名称	看護小規模多機能ステーション真駒内の丘
施設の所在地	札幌市南区真駒内柏丘8丁目7番1号
管理者の氏名	管理者 北原 尚美
指定事業所番号	0190501783
電話番号	(011) 584-8686
FAX番号	(011) 584-7676

3 ご利用施設があわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備 考
	指定年月日	入居定員	
認知症対応型 共同生活介護	平成 22 年 10 月 1 日	18名	2ユニット

4 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	介護者（以下、「ご利用者様」といいます。）が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現できるよう、療養上の管理のもとで、通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民の交流を通じ、必要な日常生活上の支援を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身機能の維持・回復を図るとともに、機能訓練及び居宅において自立した日常生活を営むことができる目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">当事業所において提供する看護小規模多機能型住宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。ご利用者様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供します。ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、ご利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。看護小規模多機能型住宅介護の提供にあたっては、看護小規模多機能型住宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、ご利用者様の機能訓練及びご利用者様が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

	<p>5. 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うこと</p> <p>を旨とし、ご利用者様または、ご家族様に対し、サービスの提供等につ</p> <p>いて、理解しやすいように説明を行ないます。</p> <p>6. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪</p> <p>問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅にお</p> <p>ける生活を支えるために適切なサービスを提供します。</p> <p>7. ご利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目</p> <p>標を設定し、計画的に行います。</p> <p>8. 提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期</p> <p>的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表し、常に改善を図</p> <p>ります。</p>
--	--

5 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

札幌市南区全域（定山渓を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日曜日 *午前9時～午後4時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日曜日 *午後4時～翌日9時

* 通いサービスにつきましては、送迎対応が可能な限り時間を明記しております。早朝や時間延長等における時間外のご利用につきましては、お気軽にご相談ください。

* 受付・相談等につきましては、午前9時から午後5時半まで対応しております。

6 施設の概要

看護小規模多機能ステーション真駒内の丘

敷地		
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建
	延床面積	181.67m ²
	登録定員	29名 (通い15名・宿泊5名)

(2) 主な設備

設備の種類	数	備考
居間・食堂	1	
宿泊室	5	個室(3室), 多床室(2室)
トイレ	3	
浴室	1	個別浴、トイレ
洗濯室	1	
台所	1	
洗面所	1	

7 職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

（1）職員の職種、員数

従業者の職種	区分		備考
	常勤	非常勤	
管理者	1		
介護支援専門員	1		
看護職員	3		
介護職員	11	12	

（2）職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業を代表し、業務の総括にあたります。
介護支援専門員	ご利用者様及びご家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所ご利用様の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、及び居宅サービス計画の作成、地域包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行ないます。
看護職員	健康把握を行うことにより、ご利用者様の健康状態を的確に掌握するとともに、ご利用者様のかかりつけ医等の関係機関との連絡・調整を行ないます。
介護職員	看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、ご利用者様の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者様に対し適切な介助を行ないます。また、宿泊に対して一人以上の夜勤を配置します。その他自宅等で暮している方々に対して宿直または夜勤1名以上を配置します。

（3）勤務体制

管理者	日勤（8：30～17：30）		
介護支援専門員	日勤（8：30～17：30）		
看護職員	日勤（8：30～17：30）		
介護職員	昼間の体制（月～日）	早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 内訪問職員1名	
	夜間の体制（月～日）	夜勤（17：00～9：00）1名 宿直（17：00～9：00）1名	

8 サービスの種別と内容

（1）介護保険給付によるサービス（介護保険1割/2割/3割自己負担）

サービスの種別	内 容	
通いサービス	食事	ご利用者様の状況に合わせて食事の介助をします。
	健康管理	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
	機能訓練	身体機能の低下を防止するよう努めます。
	排泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴または清拭を行います。 ・ ご利用者様の状況に応じて衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・ 入浴サービスの利用は任意です。
	送迎	ご利用者様の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
	介護相談	ご利用者様とそのご家族様からのご相談に応じます。

訪問サービス	ご利用者様の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上必要なサービスを提供します。
	訪問サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）につきましては、無償で使用させていただきます。
	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 ①ご利用者様もしくはご家族様等からの金銭または高価な物品の授受 ②飲酒及びご利用者様もしくはご家族様等の同意なしに行う喫煙 ③ご利用者様もしくはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ④その他ご利用者様もしくはご家族様に行う迷惑行為
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活上必要なサービスを提供します。

(2) 介護保険給付外サービス

種別	内容	自己負担額
食 費	ご利用者様に提供する食事に要する費用です。	朝 食 350円 昼 食 550円 おやつ 100円 夕 食 550円
宿泊費	ご利用者様に提供する宿泊サービスに要する費用です。	1泊2日 個室2,000円 多床室1,500円
教養娯楽費	レクリエーション時に使用する材料代に要する費用です。事前にご利用者様に内容・金額をご説明させていただき、同意いただいたうえで、費用をご負担していただきます。	実 費
おむつ代	ご利用者様にご持参していただきます。販売はしておりません。	

(3) 利用料金のお支払方法

口座引き落としを原則としてお支払いただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

*看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

*利用予定日の前に、ご利用者様の都合により看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。

*介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、月の途中で利用を開始される場合や利用を中止される場合は、日割り計算とさせていただきます。

*サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

- ・看護小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- ・事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

9. 身体拘束

当事業所では、原則として入居者様に対して身体拘束は行いません。但し、自害他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、身体拘束適正化委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。この場合は心身の状況やその理由を記録し、ご家族様にご説明いたします。

10. 緊急時における対応方法

- (1) 職員は、サービス実施中にご利用者様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

11. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、
当施設苦情等申立窓口（管理者 北原 尚美）までお気軽にご相談ください。
ご利用ご相談窓口

看護小規模多機能 ステーション 真駒内の丘	苦情解決責任者 北原 尚美 苦情受付担当者 北原 尚美 〒005-0022 札幌市南区真駒内柏丘8丁目7番1号 TEL 011-584-8686 FAX 011-584-7676
外部苦情 申立機関	①国保連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 (TEL) 011-231-5175 ②北海道社会福祉協議会 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民生活センター 3階 (TEL) 011-204-6310 ③南区役所 保健福祉課 相談担当 〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目 (TEL) 011-582-2400

12. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解ください。

13. 個人情報保護

- (1) 事業所は、個人情報の取り扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 事業所は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立や相談があった場合は、前項9「苦情（クレーム）受け付けの流れ」の規定を一部準用し迅速且つ適切な処理に努めます。尚、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

14. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

〔運営推進会議〕

構成：ご利用者様、ご利用者様の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

15. 協力医療機関・関連医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて次の機関を協力医療機関・関連医療機関として連携体制を整備しています。

* 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団もなみ もなみクリニック
所在地	札幌市南区川沿5条3丁目2-1
電話番号	011-578-5775
診療科	循環器科、泌尿器科
入院設備	あり(19床)

医療機関の名称	医療法人愛全会 愛全病院
所在地	札幌市南区川沿 13 条 2 丁目 1-38
電話番号	011-571-5670
診療科	内科, 呼吸器内科, 消化器内科, 循環器内科, リハビリテーション科, 歯科
入院設備	あり(609床)

医療機関の名称	医療法人社団立靖会 ラビット歯科
所在地	札幌市北区北 24 条西 4 丁目 1 番 21 号モンレーブ 24 4F
電話番号	011-708-1080
診療科	歯科
入院設備	なし

16. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「真駒内の丘消防計画」に則り、対応を行ないます。
平常時の訓練	別途定める「真駒内の丘消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、カーテン(防災加工のあるもの)、消火器、を使用しております。

17. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

来訪	<ul style="list-style-type: none"> 来訪時間8時30分～17時30分 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出でください。 (面会記録用紙は1階受付カウンターにご用意しております)
サービス利用に関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所にてお願いします。尚、ご利用者様の病状や他のご利用者様とのトラブルの状況によっては飲酒をお断りする場合もあります。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金品の管理	ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。 (日常生活上の買物等に伴う小額の金銭の所持は可能です。)
宗教活動・政治活動	事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
高額介護サービス費	<p>毎月の利用料(介護保険1割/2割/3割負担額)が上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。</p> <p>*申請につきましては、ご本人様・ご家族様で行って頂きます。初回の申請のみ行って頂くと、2回目以降の申請がなくとも自動的に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。</p> <p>◎過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。</p>
支払方法	※利用料のお支払は原則、口座自動引き落としてお願いします。

	受付営業日 祝祭日を除く 月曜日～金曜日 9時～17時
	振込先銀行 北洋銀行 澄川中央支店
	種目 普通預金
	口座番号 3850178
	口座名義 有限会社アイ 真駒内の丘 代表取締役 深澤梨恵

18. その他運営についての留意事項

- (1) 職員等の向上をはかるため、次の研修の機会を設けます。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 定期的研修 隨時
- (2) 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、ご利用者様またはご家族様から求められたときはこれを提示します。
- (3) サービス担当者会議において、ご利用者様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様の同意をご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意を予め文書により得ておくものとします。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめご利用申込者及びそのご家族様に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始についてご利用申込者様の同意を頂きます。
- (5) 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、ご利用申込者様に対し自ら適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の看護小規模多機能型居宅介護の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。
- (6) 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その方の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとします。
- (7) 事業所は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第73号第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとします。
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けているご利用者様が、正当な理由なしに看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは偽りその他不正な行為によって保険給付を受けまたは受けようとしたときは遅滞なく意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。
- (9) 事業所は、当事業所またはその従事者に対し、ご利用者様にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。
- (10) ここに定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、管理者が定めるものとします。

19. 料金について

※日割りについて

月途中から利用した場合、または月途中に終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払頂きます。なお、この場合の「登録日」と「登録終了日」とは以下の日を指します。

<登録日>・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に開始した日

<登録終了日>・・・利用者と登録事業者の利用契約を終了した日

(介護保険内料金)

※端数処理により金額が若干異なる場合がありますので目安として下記の金額をご参考ください。

在宅の方

○基本料金（日額）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	416 円	832 円	1, 248 円
要介護 2	583 円	1, 166 円	1, 749 円
要介護 3	819 円	1, 638 円	2, 456 円
要介護 4	929 円	1, 857 円	2, 786 円
要介護 5	1, 051 円	2, 101 円	3, 152 円

○基本料金（月額）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	12, 659 円	25, 317 円	37, 976 円
要介護 2	17, 711 円	35, 422 円	53, 133 円
要介護 3	24, 898 円	49, 795 円	74, 692 円
要介護 4	28, 238 円	56, 476 円	84, 714 円
要介護 5	31, 942 円	63, 884 円	95, 826 円

アシストホームに入居の方

○基本料金（日額）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	376 円	751 円	1, 126 円
要介護 2	525 円	1, 050 円	1, 575 円
要介護 3	739 円	1, 477 円	2, 215 円
要介護 4	837 円	1, 674 円	2, 511 円
要介護 5	947 円	1, 894 円	2, 841 円

○基本料金（月額）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	11, 405 円	22, 810 円	34, 214 円
要介護 2	15, 958 円	31, 916 円	47, 874 円
要介護 3	22, 432 円	44, 864 円	67, 296 円
要介護 4	25, 443 円	50, 885 円	76, 327 円
要介護 5	28, 779 円	57, 558 円	86, 337 円

○加算（月額）

	1割負担	2割負担	3割負担
総合マネジメント加算Ⅰ	1,221円	2,441円	3,662円
サービス提供体制加算Ⅲ	356円	712円	1,068円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円	21円	31円
介護職員等処遇改善加算 新加算Ⅱ	基本サービス費に各種加算を加えた総単位の14.6%		

○対象となる利用者のみの加算（月額/初期加算のみ日額）

	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算（日額）	31円	61円	92円
認知症加算Ⅲ	773円	1,546円	2,319円
認知症加算Ⅳ	468円	936円	1,404円
緊急時看護加算	788円	1,575円	2,362円
ターミナルケア加算	2,543円	5,085円	7,628円

※初期加算は利用登録日から30日間/30日を越える入院の後に再びサービスを再開した場合に加算します。

（介護保険外料金）

○その他

食費（1食）	朝食 350円／昼食 550円／おやつ代 100円／夕食 550円
宿泊費（1泊）	個室 3,000円／多床室 2,500円

○医療保険負担金

- 医師の指示により、医療保険制度による訪問看護サービスを提供する必要がある場合は、あらかじめ、利用者様に説明・同意の上で訪問看護サービスを提供させていただきます。その場合の費用は、医療保険制度の告示上の額に準じた利用者様の負担割合に応じた費用となります。